

福井県報

号外第17号
平成30年
3月30日(金)
火・金曜日 発行
1月1800円郵送料共

目次

福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第六十七条第一項の規定に基

づく指示(三〇一)……………一

福井海区漁業調整委員会告示

○福井海区漁業調整委員会指示第三十

一号の規定に基づく様式(二)……………二

内水面漁場管理委員会告示

○この取扱の制限(三〇一)……………九

内水面漁場管理委員会告示

○この取扱の制限に係る水域の範圍(一)……………九

福井海区漁業調整委員会指示

福井海区漁業調整委員会指示第30-1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第6

7条第1項の規定に基づき、松出シ瀬海域に

おけるいか類を除く水産動物(以下「水産動

物」という。)の採捕について、次のとおり

制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会

の承認を受けた船舶を使用し、かつ福井海区

漁業調整委員会が発行する標旗を掲げて行う

場合は、第2(2)を除きこの限りでない。

平成30年3月30日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

第1 松出シ瀬海域

点Aと点Bを結ぶ線と、水深200メートルの等深線とで囲まれた松出シ瀬および大ダリの海域とする。(以下「松出シ瀬海域」という。)

点A：北緯 36度14分11.076秒

(日本測地系 北緯 36度14分)

東経 135度53分49.490秒

(日本測地系 東経 135度54分)

点B：北緯 36度24分11.024秒

(日本測地系 北緯 36度24分)

東経 136度5分49.404秒

(日本測地系 東経 136度6分)

第2 制限内容

(1) 手釣りまたはさお釣りにより水産動物

を採捕してはならない。

(2) 遊漁船業者は、水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第3 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、

遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りま

たはさお釣り(まき餌釣りは除く、以下「流

し釣り」という。)とする。

第4 承認区域

釣り漁業および遊漁の承認をする区域は、

次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：松出シ瀬海域

(2) 遊 漁：松出シ瀬海域のうち、北緯

36度24分11.024

秒(日本測地系北緯36度

24分)以北および東経1

35度59分49.436

秒(日本測地系東経136

度00分)以東の区域

第5 操業および遊漁の期間

操業および遊漁の期間は、次のとおりとす

(1) 釣り漁業：4月1日から翌年3月31

日まで

(2) 遊 漁：4月15日から8月31日

まで

第6 承認隻数等

釣り漁業の承認隻数または遊漁の標旗発行

枚数は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：福井県と石川県に住所を有

する漁業者 220隻以内

。

(2) 遊 漁：標旗の発行枚数 140枚

以内。

第6の2

釣り漁業に関し、前項の隻数を超えて申請

があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第6の3

遊漁の承認については、要件を満たす全ての申請者に対して承認する。ただし、標旗は

次に示した団体(以下「遊漁団体」という。

)に預け、管理および調整を託する。

(1) 福井県：福井県漁場利用協議会

(2) 石川県：石川県フレッジャーボート連絡協議会

第7 承認の申請

釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、所属する漁業協

同組合長の副申請書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しな

ければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属する者は、遊漁団体の長の副申請書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しな

ければならない。

遊漁にかかるとする承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属しない者は、申請書および誓約書を福井海区漁業調整委員会に提出しな

ければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申請書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会に提出して、承認を受けなければ

第7の2

遊漁にかかるとする承認を申請する場合は、次の

制限を受ける。

(1) 遊漁：4月15日から8月31日まで

(2) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(3) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(4) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(5) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(6) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(7) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(8) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(9) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(10) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(11) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(12) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

(13) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

内容を確認できる書面の写しを提出しななければならない。

(1) 総トン数15トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域において松出シ瀬海域を航行区域に含む船舶であること。

(2) 1級小型船舶操縦士免許の有資格者であること。

(3) 松出シ瀬海域において確実に陸船間の連絡が可能な通信設備を装備している船舶であること。

(4) 対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶であること。

第7の3

福井県に住所を有しない者で、釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

第7の4

船舶を所有しない者で、当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾書を申請書に添付しなければならない。

第8 承認証の交付

福井海区漁業調整委員長は、承認をしたときは、承認証を交付するものとする。

第9 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

(1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業または遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。

(3) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。

第9の2

釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じて、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

また、遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第9の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業または遊漁を行う時は、第8に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。

第9の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第10 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第11 遊漁団体への指摘

遊漁団体は、第6の3項に規定する標旗の管理および調整の他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

平成30年4月1日から平成32年4月30日まで。

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第2号

福井海区漁業調整委員会指示第30-1号

(平成30年3月30日) 第12の規定に基づき様式は、次のとおりとする。

平成30年3月30日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

松出シ瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会

第7項関係 様式

平成 年 月 日

副 申 書

福井海区漁業調整委員長 様

(団体名)

印

次の船舶は、※(当組合員・当団体)の所有(使用)船舶であり、
福井海区漁業調整委員会指示第30-1号および松出シ瀬海域の遊
漁に関する協定を遵守いたしますので、※(釣り漁業・遊漁)を
御承認くださるようお願いいたします。

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

松出シ瀬海域における遊漁承認申請書

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

㊤

〔遊漁団体に所属しない場合に記入
連絡先名称：
電話番号：〕

松出シ瀬海域における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り (ただし、まき餌釣りは除く。)
- 2 遊漁区域 松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒
(日本測地系 北緯36度24分) 以北および東経135度59分49.436秒 (日本測地系東経136度00分) 以東の区域
- 3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで
- 4 根拠地
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トンメートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 自己所有船・使用貸借権
 - 6 添付書類

第7の2に規定される内容について証明できる書面の写し。

[注] 上記5の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」を添付すること。

船舶使用承諾書

平成 年 月 日

様

住所
氏名

㊤

貴殿が私所有の下記船舶を使用することを承諾します。

記

- 1 船名 丸
- 2 漁船登録番号または船舶検査番号
- 3 総トン数または登録長 トンメートル
- 4 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 5 使用期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

釣り漁業承認証

住所 *** **
氏名 *** **

1	釣りの種類	流し釣り	および	錨泊め釣り
2	作業区域	松出シ瀬海域		
3	作業期間	4月1日から翌年3月31日まで		
4	使用船舶			
	(1) 船名	*****	丸	
	(2) 漁船登録番号	***	*****	*
	(3) 総トシ数	*****	トシ	
	(4) 推進機の種類および馬力数	*****	*****	馬力
5	承認の有効期間			
	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで	
6	制限または条件 裏面記載のとおり			
	平成 年 月 日			
	福井海区漁業調整委員会 会長			



6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (3) 釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行うときは、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認め指簡したときは、その指簡事項に従わなければならない。

第8項関係 様式(表面)

漁調委釣第 *** 号

遊 漁 承 認 証

住所 *****
氏名 *****

- 1 釣りの種類 流し釣り(ただし、まき餌釣りを除く)
- 2 遊漁区域 松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒
(日本測地系 北緯36度24分)以北および東経135
度59分49.436秒(日本測地系東経136度00
分)以東の区域
- 3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで
- 4 使用船舶
 - (1) 船 名 *****
 - (2) 船舶検査番号 *****
 - (3) 総トン数または登録長 ***** トン *****メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ***** 馬力
- 5 承認の有効期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
- 6 制限または条件
裏面記載のとおり

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第8項関係 様式(裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。
- (3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行うときは、本承認証を船舶に備えておくなければならない。
- (5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認め指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

●漁 業：

5.2 cm

松出シ瀬 釣り漁業 承認旗
松
福井海区漁業調整委員会

4.2 cm

布地の色：エンジ
文字の色：白

●遊 漁：

福井県漁場利用協議会管理分

5.2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗
松一福

4.2 cm

布地の色：緑
文字の色：黒

石川県フイジャーボート連絡協議会管理分

5.2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗
松一石

4.2 cm

布地の色：黄
文字の色：黒

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

印

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	漁業形態 釣り漁業・遊漁
------	----	-------------	-----------------

操業月日 (月/日)	操業形態					
	本	人	本	人	本	人
竿数/乗船人数						
ウスマンバル (沖メソル)	尾数	kg				
キダイ	尾数	kg				
マダイ	尾数	kg				
メダイ	尾数	kg				
フリ類	尾数	kg				
その他	漁種名					
	尾数					
	kg					
	漁種名					
	尾数					
	kg					
	漁種名					
	尾数					
	kg					

誓 約 書

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 様

私は、福井海区漁業調整委員会指示第30-1号および「松出シ瀬海

域遊漁に関する協定」の内容を遵守し、誠実に秩序ある漁場利用に努め

るとともに、違反した場合の措置についてもこれらの規程に忠実に従う

ことを誓います。

住 所
氏 名
⑩

福井県内水面漁場管理委員会 誓約書

福井県内水面漁場管理委員会指示第30-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項および第130条第4項の規定に基づき、こい（フゾイおよびニシキゾイをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

平成30年3月30日

福井県内水面漁場管理委員会
会長 江川 正生

第1 指示の内容

(1) 持ち出しの禁止

公共用水面およびこれと連接一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生しているまたは発生している疑いがあるとき福井県知事が認めた場合は、当該水域において、食用に供する場合、採捕した同一水域内で増殖行為を行う場合および福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流の制限

公共用水面およびこれと連接一体をなす水面にこいを放流する場合は、放流用のこいが(ア)、(イ)の全てを満たしていること。

(ア) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいでないこと。

(イ) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいと水を介しての接触がないこと。

ただし、採捕したこいを採捕した同一水域内に再放流する場合は除く。

第2 指示の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福井県内水面漁場管理委員会 誓約書

福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会指示第30-1号に基づく水域の範囲を次のように定める。

平成30年3月30日

福井県内水面漁場管理委員会
会長 江川 正生

1 早瀬川水系（久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流）

2 九頭竜川水系（九頭竜川本流および支流）

3 大聖寺川水系 ただし、福井県内の水域に限る。（大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流）

平成三十年三月三十日印
平成三十年三月三十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社 竹下印刷所

☎ 三三三二番